

地域一般入院料を算定している患者様で
入院期間が180日を超える場合の費用の
徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者様の状態によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、入院基本料の15%は特定療養費として患者様の負担(1日につき1,940円)となります。ただし、180日を超えて入院されている患者さまであっても、15歳未満の患者さまや難病、人工呼吸器を使用している状態など厚生労働省が定める状態にある患者さまは、健康保険が適用されます。

詳しくは医事課へお尋ねください。

令和6年6月1日 協立病院